

南紀白浜空港離着陸旅行商品造成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 南紀白浜空港利用促進実行委員会（以下「実行委員会」という。）は南紀白浜空港の利用促進を図るため、南紀白浜空港を離着陸する旅行商品（定期線を利用する団体向け旅行商品及び個人向けフリープラン。なお、チャーター便の旅行商品は除く。）を造成・催行又は手配した旅行会社に対し、その搭乗者数に応じて、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象となる旅行会社は、次に掲げる者とする。

- (1) 南紀白浜空港を離着陸する定期線を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内の宿泊を含む団体向け旅行商品を造成・催行した旅行会社
- (2) 南紀白浜空港を離着陸する定期線を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内の宿泊を含む個人向けフリープランを手配した旅行会社
- (3) 南紀白浜空港を離着陸する定期線を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内発の団体向け旅行商品を造成・催行した旅行会社
- (4) 南紀白浜空港を離着陸する定期線を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内発の個人向けフリープランを手配した旅行会社

(補助金額)

第3条 補助金額は、対象旅行商品の搭乗者1名あたり、1,000円（ただし、令和5年2月の搭乗者は、1名あたり、2,000円）とし、補助対象となる旅行会社ごとに、補助回数は、各年度1回までとし、その補助金額は、600,000円を上限とする。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、年度ごとに別途、定めるものとする。

(交付手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、旅行商品の搭乗日までに実行委員会会長との覚書（別紙様式）を締結しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 前条の覚書を締結した者は対象旅行商品の最終搭乗日から起算して30日以内に、南紀白浜空港を離着陸する定期線の搭乗者の総数及び搭乗者の実績がわかる資料を実行委員会に報告し、請求書を提出するものとする。

2 実行委員会は、適正な請求書を受理した翌月末日までに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第7条 前条により、補助金の交付を受けた者が虚偽又はその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、交付決定の全部または一部を取り消すものとする。この場合、補助金の交付を受けた者は当該取消に係る補助金を速やかに返還しなければならない。

(事業の終了)

第8条 補助金の交付額が予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。